



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和8年度

一ツ瀬川農業水利事業

東原調整池他施工技術検討業務

積 算 書

(当初)

九州農政局
一ツ瀬川農業水利事業所

九州農政局

九州農政局

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

事業名	一ツ瀬川農業水利事業
業務名	東原調整池他施工技術検討業務

業務別業務名:設計業務

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** S単ー 1号 ***					
S02115	技術員		人		1.000 人	歩A 当たり算出
	技術員			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04007 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04007	技術員	1.000	人	36,700	36,700	
	合 計				36,700	算出数量 1.000 人
	単 価				36,700	
	*** S単ー 2号 ***					
S02116	高速道路料金 (往復)		往復		1.000 各単位	歩A 当たり算出
	高速道路料金 (往復) 消費税抜,,			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)資材区分 2)地域資材単価コード (P)	地域資材 (Pコード) P96001		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)地区資材単価コード (J) 4)施設機械資材単価コード (K)			深夜時間:0.0		
P96001	高速道路料金 (往復) 消費税抜	1.000	往復	8,708	8,708	
	合 計				8,708	算出数量 1.000 各単位
	単 価				8,708	
	*** S単ー 3号 ***					
S02116	ガソリン		L		1.000 各単位	歩A 当たり算出
	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド,,			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)資材区分 2)地域資材単価コード (P)	地域資材 (Pコード) P34001		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)地区資材単価コード (J) 4)施設機械資材単価コード (K)			深夜時間:0.0		
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	1.000	L	157	157	
	合 計				157	算出数量 1.000 各単位
	単 価				157	
	*** S単ー 4号 ***					
S16001	ライトバン[カ°ワシエンジン駆動]		日		1.000 各単位	歩A 当たり算出
	ライトバン[カ°ワシエンジン駆動] ,乗車定員5名 排気量1.5L,運転 1 日当たり算出,機械損料等のみ,			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)機械コード《単位が時間のみ》 2)機械コード (同上)	M28121 M28121		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)機械損料算出区分 4)運転 1 日当たり運転時間(T)	運転 1 日当たり算出 3.6時間		深夜時間:0.0		
	5)運転日に対する供用日の割合(YC) 6)単価計上区分	1.19 機械損料等のみ				
	7)岩石補正区分 10)燃料消費量(入力の場合)	岩石補正なし 0.0				
	11)消耗部品の計上の有無 13)消耗部品費の適用条件(2)	消耗部品を計上しない 消耗部品なし				
	14)名称(消耗部品) 15)規格(消耗部品)	— —				
M28121	ライトバン[カ°ワシエンジン駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日	2,560	2,560	
	合 計				2,560	算出数量 1.000 各単位
	単 価		各単位		2,560	
Y00001	単位					
	*** S単ー 5号 ***					
S63003	2. 工事実施に伴う東原調整池本体への影響の評価		式		1.000 式	歩A 当たり算出

事業名	一ツ瀬川農業水利事業
業務名	東原調整池他施工技術検討業務

業務別業務名:設計業務

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,7.50人,15.00人,15.00人,10.00人,10.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数 2)技師長の人数	0.00人 0.00人		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)主任技師の人数 4)技師Aの人数	7.50人 15.00人		深夜時間:0.0		
	5)技師Bの人数 6)技師Cの人数	15.00人 10.00人				
	7)技術員の人数	10.00人				
R04003	主任技師					
		7.500	人	70,900	531,750	
R04004	技師 (A)					
		15.000	人	62,600	939,000	
R04005	技師 (B)					
		15.000	人	49,300	739,500	
R04006	技師 (C)					
		10.000	人	42,500	425,000	
R04007	技術員					
		10.000	人	36,700	367,000	
	合 計				3,002,250	算出数量 1.000 式
	単 価		式		3,002,250	
	*** S単一 6号 ***					
S63003	3. 点検とりまとめ		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,1.00人,2.00人,3.00人,2.00人,0.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数 2)技師長の人数	0.00人 0.00人		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)主任技師の人数 4)技師Aの人数	1.00人 2.00人		深夜時間:0.0		
	5)技師Bの人数 6)技師Cの人数	3.00人 2.00人				
	7)技術員の人数	0.00人				
R04003	主任技師					
		1.000	人	70,900	70,900	
R04004	技師 (A)					
		2.000	人	62,600	125,200	
R04005	技師 (B)					
		3.000	人	49,300	147,900	
R04006	技師 (C)					
		2.000	人	42,500	85,000	
	合 計				429,000	算出数量 1.000 式
	単 価		式		429,000	
	*** S単一 7号 ***					
S63007	設計労務(直接人件費外業)		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費外業) 0.00人,0.00人,0.00人,1.00人,0.00人,1.00人,0.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数 2)技師長の人数	0.00人 0.00人		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)主任技師の人数 4)技師Aの人数	0.00人 1.00人		深夜時間:0.0		
	5)技師Bの人数 6)技師Cの人数	0.00人 1.00人				
	7)技術員の人数	0.00人				
R04004	技師 (A) 外業					
		1.000	人	62,600	62,600	
R04006	技師 (C) 外業					
		1.000	人	42,500	42,500	
	合 計				105,100	算出数量 1.000 式
	単 価		式		105,100	
	*** S単一 8号 ***					
S63007	設計労務(直接人件費外業)		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費外業) 0.00人,0.00人,0.00人,6.00人,0.00人,6.00人,0.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数 2)技師長の人数	0.00人 0.00人		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	

事業名	一ツ瀬川農業水利事業
業務名	東原調整池他施工技術検討業務

業務別業務名:設計業務

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	3)主任技師の人数	0.00人		深夜時間:0.0		
	4)技師Aの人数	6.00人				
	5)技師Bの人数	0.00人				
	6)技師Cの人数	6.00人				
	7)技術員の人数	0.00人				
R04004	技師 (A) 外業	6.000	人	62,600	375,600	
R04006	技師 (C) 外業	6.000	人	42,500	255,000	
	合 計				630,600	算出数量 1.000 式
	単 価		式		630,600	
	*** S単一 9号 ***					
S63010	打合せ (設計業務基準日額)		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ (設計業務基準日額) 一般工種, 着手前・最終, 1.00人, 1.00人, 0.00人, 0.00人, 0.5日, 0.8日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
				豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)設計工種	一般工種		深夜時間:0.0		
	2)打合せ	着手前・最終				
	3)設計用主任技師人数	1.00人				
	4)設計用技師(A)人数	1.00人				
	5)設計用技師(B)人数	0.00人				
	6)設計用技師(C)人数	0.00人				
	7)打合せ日数	0.500日				
	8)往復移動日数	0.800日				
R04003	主任技師	1.300	人	70,900	92,170	
R04004	技師 (A)	1.300	人	62,600	81,380	
	合 計				173,550	算出数量 1.000 回
	単 価		回		173,550	
	*** S単一 10号 ***					
S63010	打合せ (設計業務基準日額)		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ (設計業務基準日額) 一般工種, 中間, 0.00人, 1.00人, 1.00人, 0.00人, 0.5日, 0.8日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)設計工種	一般工種		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	2)打合せ	中間		深夜時間:0.0		
	3)設計用主任技師人数	0.00人				
	4)設計用技師(A)人数	1.00人				
	5)設計用技師(B)人数	1.00人				
	6)設計用技師(C)人数	0.00人				
	7)打合せ日数	0.500日				
	8)往復移動日数	0.800日				
R04004	技師 (A)	1.300	人	62,600	81,380	
R04005	技師 (B)	1.300	人	49,300	64,090	
	合 計				145,470	算出数量 1.000 回
	単 価		回		145,470	
	*** S単一 11号 ***					
S63010	打合せ (設計業務基準日額)		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ (設計業務基準日額) 一般工種, 着手前・最終, 1.00人, 0.00人, 0.00人, 0.00人, 0.5日, 0.8日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
				豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)設計工種	一般工種		深夜時間:0.0		
	2)打合せ	着手前・最終				
	3)設計用主任技師人数	1.00人				
	4)設計用技師(A)人数	0.00人				
	5)設計用技師(B)人数	0.00人				
	6)設計用技師(C)人数	0.00人				
	7)打合せ日数	0.500日				
	8)往復移動日数	0.800日				
R04003	主任技師	1.300	人	70,900	92,170	
	合 計				92,170	算出数量 1.000 回

[illegible]

[illegible]

[illegible]

令和 8 年度 一ツ瀬川農業水利事業
東原調整池他施工技術検討業務

特 別 仕 様 書

九州農政局一ツ瀬川農業水利事業所

第1章 総 則

第1－1条（適用範囲）

令和8年度一ツ瀬川農業水利事業 東原調整池他施工技術検討業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書（設）」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第1－2条（目的）

本業務は、一ツ瀬川農業水利事業の一環として改修する東原調整池における関連工事の影響について、観測計器計測結果等から評価を行うものである。

第1－3条（場所）

本業務における対象施設は、宮崎県西都市茶臼原及び穂北地内で、別添位置図に示すとおりである。

第1－4条（土地の立入り等）

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書（設）第1－16条によるが、作業に伴う立木伐採等については、事前に伐採範囲の打ち合わせを監督職員と行い、所有者の承諾を得た後に伐採を行う。

第1－5条（一般事項）

業務請負契約書及び共通仕様書等に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- （1）作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- （2）作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- （3）受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中に監督職員が資料の提出を求めた場合は速やかにこれに応じるものとする。

第1－6条（管理技術者）

管理技術者は、共通仕様書（設）第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	当該業務に関連する学術部門	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	

第1－7条（照査技術者）

- （1）照査技術者は、共通仕様書（設）第1－7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	当該業務に関連する学術部門	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	

- （2）本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。

また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書（設）第1－7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

- （3）当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

第1－8条（担当技術者）

担当技術者は、共通仕様書（設）第1－8条によるものとする。

第1－9条（配置技術者の確認）

共通仕様書（設）第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書（設）第1－12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- （1）受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- （2）農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

第1－10条（保険加入）

受注者は、共通仕様書（設）第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

第2-1条（貸与資料等）

貸与資料は、次のとおりである。

番号	貸 与 資 料	数量
1	令和4年度 一ツ瀬川農業水利事業 東原調整池左岸仮貯水池調査測量基本設計業務 報告書	1部
2	令和4年度 一ツ瀬川農業水利事業 東原調整池左岸仮貯水池導水路調査測量実施設計業務 報告書	1部
3	令和3年度国営土地改良事業地区調査 一ツ瀬川地区施設計画資料整理業務 報告書	1部
4	令和5年度一ツ瀬川農業水利事業 東原調整池左岸仮貯水池他調査測量設計業務 報告書	1部
5	令和5年度一ツ瀬川農業水利事業 東原調整池他建設工事に係る技術協力業務 報告書	1部
6	令和7年度一ツ瀬川農業水利事業 東原調整池施工技術検討業務 報告書	1部

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

第2-2条（貸与資料等の取扱い）

第2-1条に示す貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。

- （1）貸与資料等の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第2-3条（関連工事）

本業務と関連工事は次のとおりであり、監督職員及び関連工事の担当者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。

番号	工事名	工事実施期間
1	一ツ瀬川農業水利事業 東原調整池他建設工事	令和7年1月 ～令和9年3月
2	一ツ瀬川農業水利事業 東原調整池他二期建設工事（仮称）	令和8年8月 ～令和9年9月

第3章 作業内容

第3-1条（作業項目及び数量）

- （1）設計に係る作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は別表【作業項目一覧表】に示すものとする。

作業項目表

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 設計作業		

(1) 施工技術検討作業	1 式	
--------------	-----	--

第3-2条（作業の留意点）

業務の実施当たって、特に留意する点は次のとおりとする。

（1）設計

- 1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- 2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 3) 第2-1条及び共通仕様書に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- 5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。
 - ・ 農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。
 - ・ 新技術情報システム（NETIS）は、<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp> を参照。
- 6) 数量計算に当たっては、施設機械工事等数量算出要領(案)に基づき行うものとし、それ以外については、監督職員と協議するものとする。
 - ・ 「施設機械工事等数量算出要領(案)」は <https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/suryo/> を参照。

第3-3条（業務の成果品質確保対策）

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（<http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html>）を十分に理解の上、対応するものとする。

（1）業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、主任監督員（主催）、監督員が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

- 1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- ① 設計条件・前提条件
- ② 業務計画の妥当性
- ③ スケジュール
- ④ 設計変更内容
- ⑤ その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等

2) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

(2) 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事業所長、主任監督員（主催）、監督員が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。

(3) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

(4) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」(<http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html>) による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

(5) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第3－4条（業務写真における黒板情報の電子化）

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」) に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1) の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。

なお、上記1) に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

- 3) 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3) に示す黑板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム(信憑性チェックツール) 又はチェックシステム(信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

第4-1条(打合せ)

共通仕様書(設) 第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 設計作業着手の段階

第2回 中間打合せ(現地調査報告、三者合同会議)

第3回 中間打合せ(現地調査報告、三者合同会議)

第4回 中間打合せ(中間報告、三者合同会議)

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

三者合同会議とは、発注者、東原調整池他建設工事受注者、本業務受注者の3者を指し、

工事の課題等について、対応方針等を意見する。なお、本会議は、1回/2か月半の頻度を想定している。

第5章 成果物

第5-1条（成果物）

成果物を共通仕様書（設）第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- （1）成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）正副2部
- （2）成果物の出力 1部（（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、報告書には本業務の要約版を掲載するものとし、その内容については別途監督職員の指示によるものとする。

第5-2条（開示用成果物の作成及び提出）

第5-1条に記載している成果物（PDFファイル）に含まれる「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報について、システムの編集機能により、その箇所を黒塗りにする措置を行い提出しなければならない。

開示用成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）1部

第5-3条（成果物の提出先）

成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋300
九州農政局一ツ瀬川農業水利事業所

第6章 契約変更

第6-1条（契約変更）

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- （1）第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- （2）第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- （3）第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- （4）履行期間の変更が生じた場合。
- （5）関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。
- （6）その他

第6-2条（業務スライドの試行）

- （1）本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変

更の取扱いについて（試行）」（令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知）（URL

「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf>」）に基づく試行業務である。

- （２）発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- （３）発注者又は受注者は、（２）の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- （４）変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- （５）（２）の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、（２）中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- （６）予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、（２）～（５）の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- （７）（６）の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- （８）（４）及び（７）の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。
ただし、発注者が（２）、（６）の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- （９）業務スライドの試行に係る運用については、（１）に記載の通知に基づくものとする。

第 7 章 定めなき事項

第 7－1 条（定めなき事項）

この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別表【設計作業項目一覧表】

設計作業【施工技術検討作業】

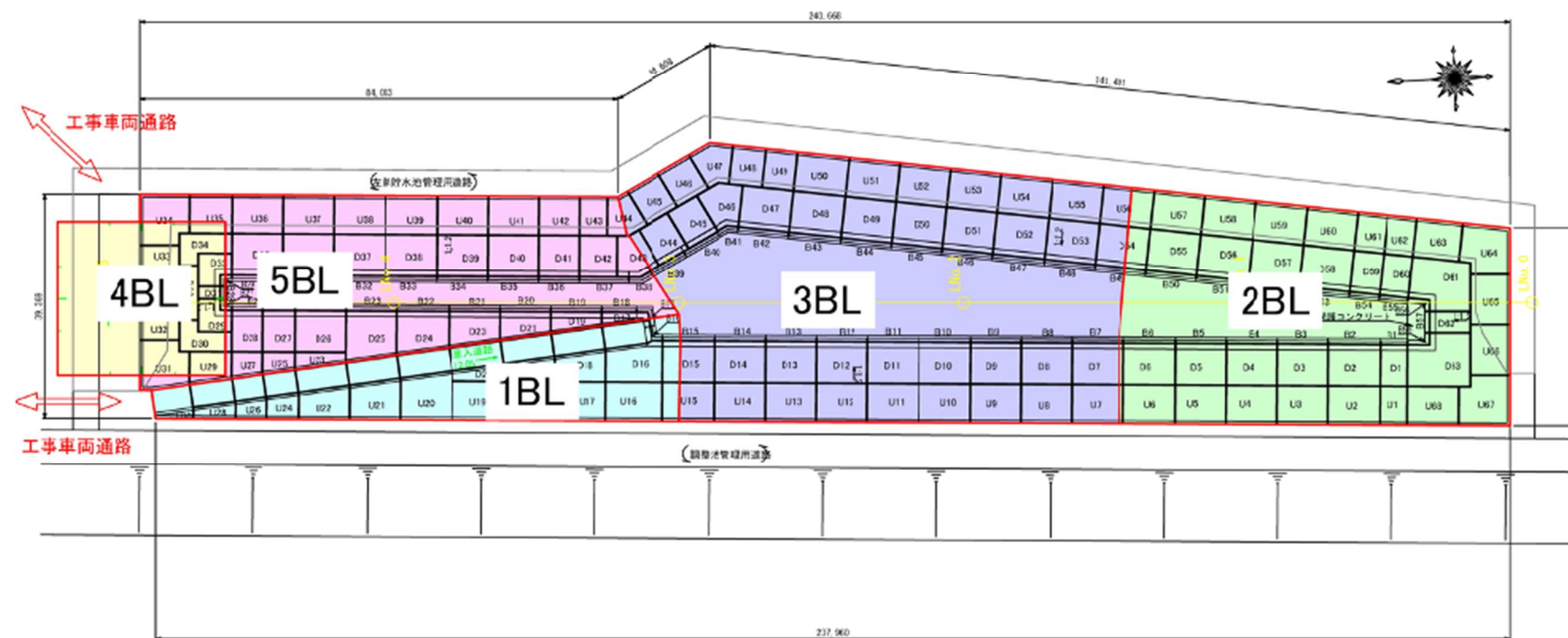
作 業 項 目	作 業 内 容	数 量	備 考
1. 現地調査	現地の工事状況（法面状態、地質状況、湧水の有無等）を以下に示す段階での確認を行う。 なお、①は、土工掘削割（1BL、4BL、5BL）の各段階で行うこととする。 ①左岸貯水池の法面状態、地質状況、湧水の有無等（5回） ②導水路の鋼矢板打設時（地質状況、湧水の有無等）（1回）	6 回	
2. 工事実施に伴う東原調整池本体への影響の評価	現地調査の結果及び東原調整池周辺に設置している以下の調査観測孔のデータ及び天端クラックノギス計測、ばらまき型傾斜計データの挙動及び調整池水位変動、降雨量等から東原調整池に対する関連工事の影響を評価する。（三者合同会議時に中間報告を行うものとする。） また、地下水位計 No. 6、7 については、No. 1、No. 5 との関連性について検討する。 ①孔内傾斜計（R6-1～R6-4） ②地下水位計（R6-1W～R6-6W、No. 6、No. 7、28LB-1、29B-1、29B-2） ③間隙水圧計（P-67、P-77） ※計測データについては貸与するものとする。	1 式	
3. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	

別添 左岸貯水池の土工掘削割

〈土工進捗図〉
ブロック分図

左岸貯水池 斜壁全体平面図

S=1:350



令和8年度 一ツ瀬川農業水利事業
東原調整池他施工技術検討業務

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚数	備考
1	位置図	1	
2	東原調整池全体計画平面図	1	
3	計測機器配置計画図	2	
計		4	

位置図

位置図



業務位置



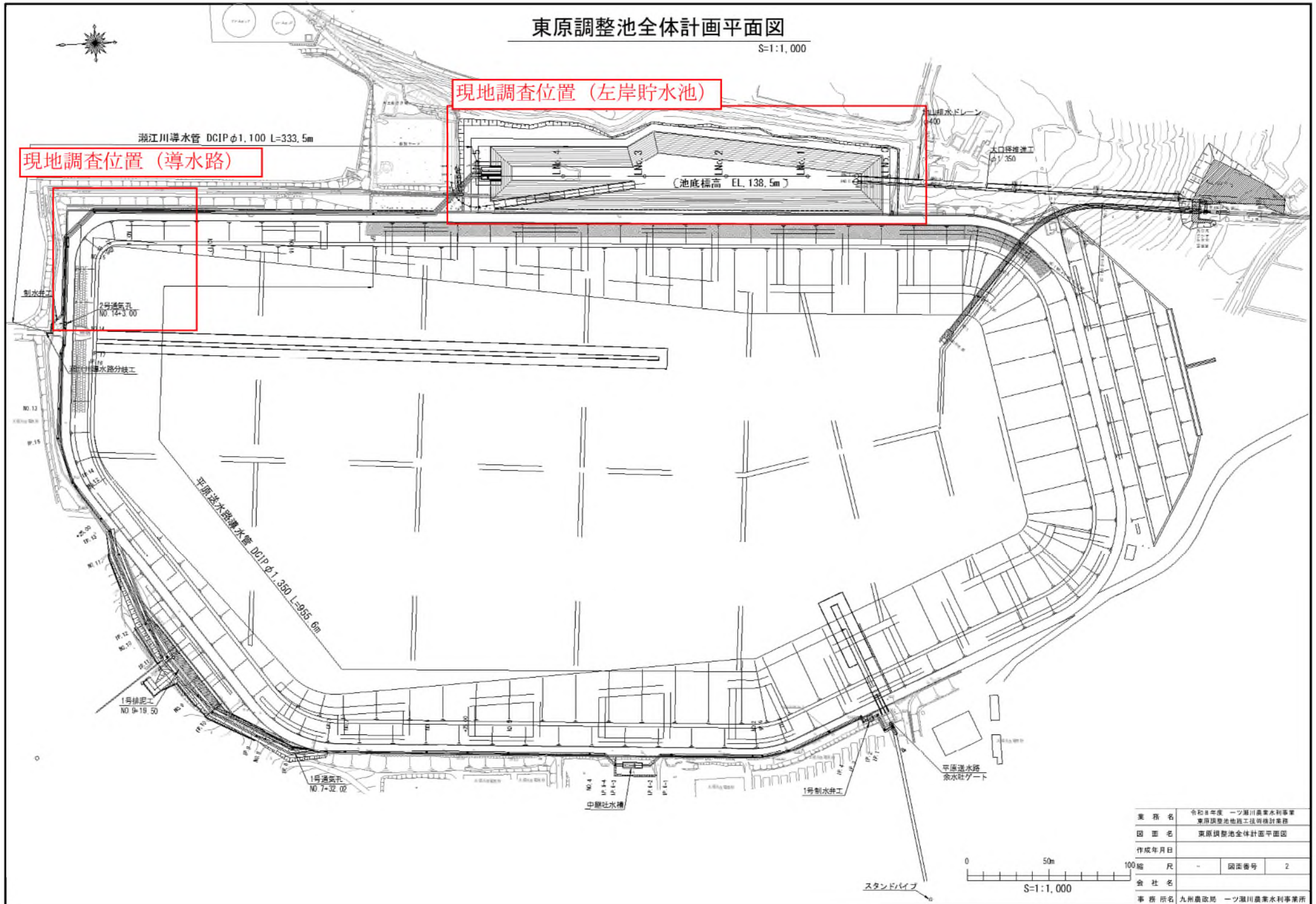
業務名	令和8年度 一ツ瀬川農業水利事業 東原鉄骨造橋施工技術保守業務		
図面名	位置図		
作成年月日			
縮尺	-	図面番号	1
会社名			
事務所名	九州農政局 一ツ瀬川農業水利事業所		

東原調整池全体計画平面図

S=1:1,000

現地調査位置 (左岸貯水池)

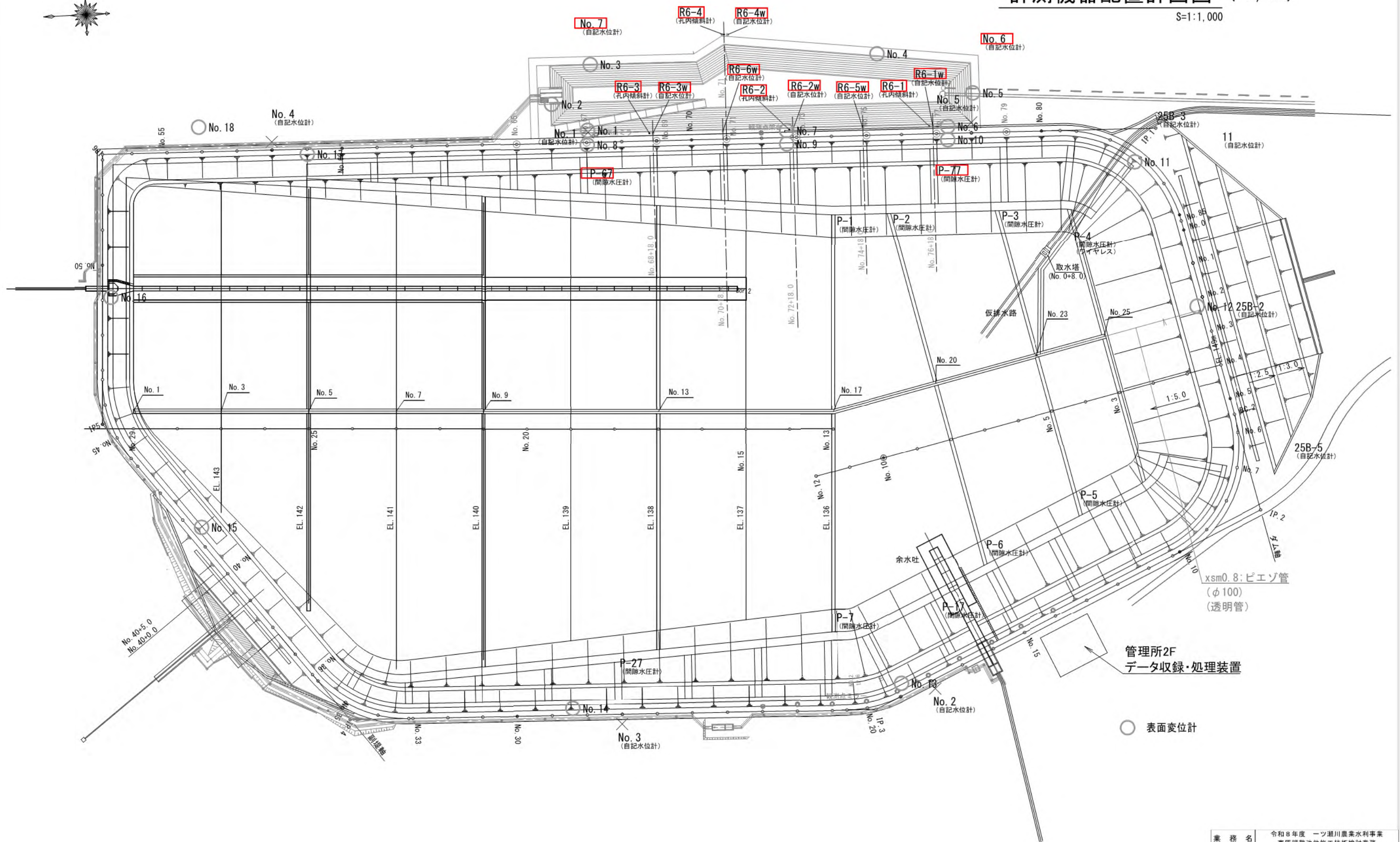
現地調査位置 (導水路)



業務名	令和8年度 一ツ瀬川農業水利事業 東原調整池施設工法調査計画業務		
図面名	東原調整池全体計画平面図		
作成年月日		図面番号	2
会社名	九州農政局 一ツ瀬川農業水利事業所		

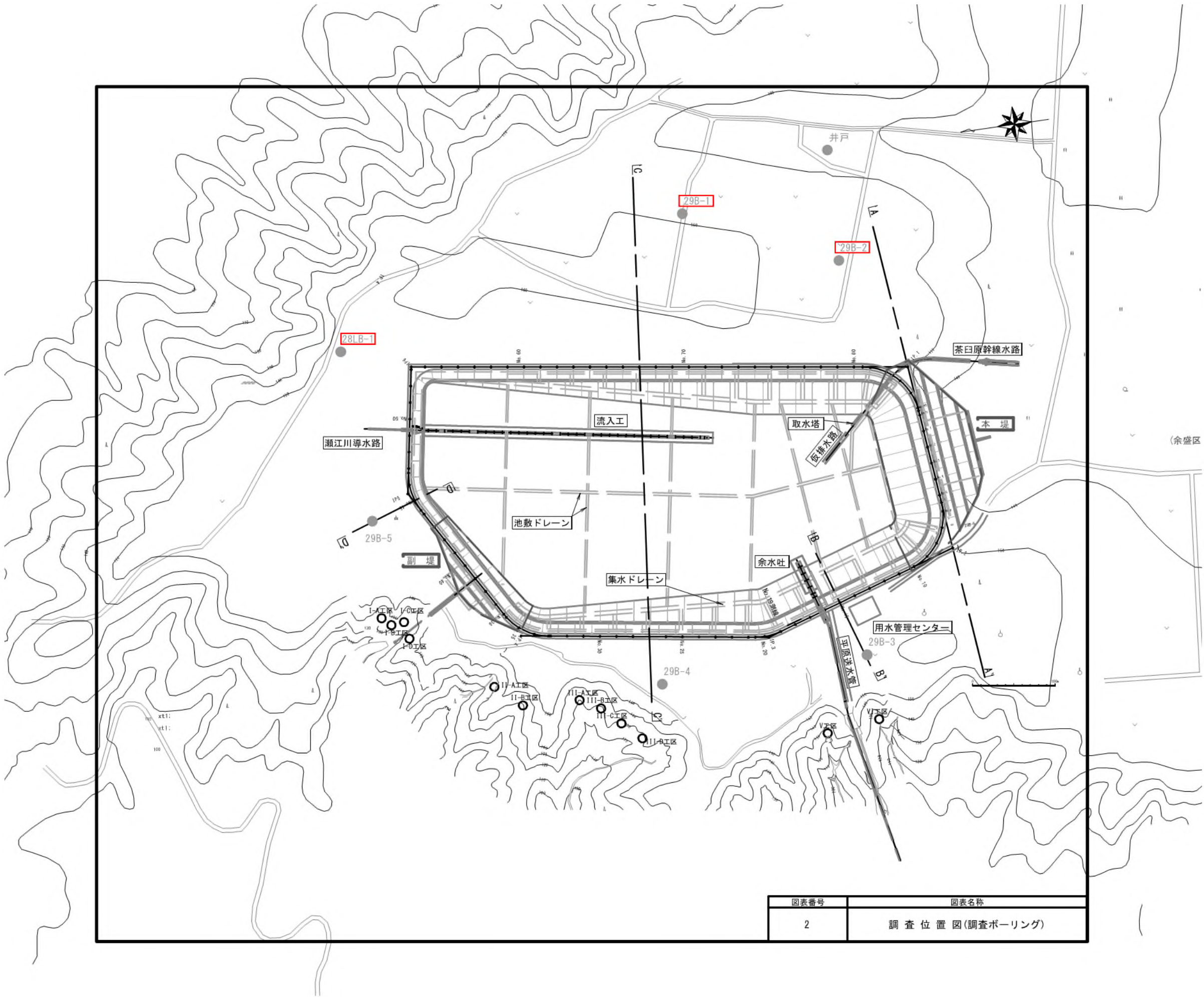
計測機器配置計画図 (1/2)

S=1:1,000



業務名	令和8年度 一ツ瀬川農業水利事業 東原調整池他施工技術検討業務		
図面名	計測機器配置計画図 (1/2)		
作成年月日			
縮尺	-	図面番号	3-1/2
会社名			
事務所名	九州農政局 一ツ瀬川農業水利事業所		

計測機器配置計画図（2/2）



図表番号	図表名称
2	調査位置図(調査ボーリング)

業務名	令和8年度 一ツ瀬川農業水利事業 東原調整池他施工技術検討業務		
図面名	計測機器配置計画図（2/2）		
作成年月日			
縮尺	-	図面番号	3-2/2
会社名			
事務所名	九州農政局 一ツ瀬川農業水利事業所		